

宮島包ヶ浦自然公園利活用事業

募集要項

令和8年9月
廿日市市

目 次

第1章 募集要項の位置づけ.....	1
第2章 事業の概要.....	1
第3章 応募に関する条件.....	1
1 応募者の構成等.....	1
2 応募の参加資格要件等.....	2
第4章 公募型プロポーザルの流れ.....	3
1 事業者の選定及び決定方法.....	3
2 事業者の選定及び決定に関するスケジュール.....	3
3 応募の手続き等.....	3
4 応募に関する留意事項.....	6
5 応募の辞退.....	7
6 優先交渉権者の選定基準等.....	7
7 優先交渉権者の決定の通知.....	7
第5章 優先交渉権者決定後の進め方.....	8
1 基本協定の締結.....	8
2 基本協定締結後の体制変更.....	8
3 事業実施者の決定.....	8

第1章 募集要項の位置づけ

本「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業募集要項」（以下「募集要項」という。）は、宮島包ヶ浦自然公園利活用事業（以下「本事業」という。）の実施に向けて、廿日市市（以下「市」という。）が優先交渉権者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定・決定するに当たり、選定・決定に係る手続きや参加資格要件等を定めるものである。

なお、本「募集要項」と一体を成す資料として、別に「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業実施方針書」「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業審査基準書」「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業様式集」「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業基本協定書（案）」「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業事業用定期借地権設定契約覚書（案）」「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業建物売買契約書（案）」を公表している。これら募集に係る資料を総称して「募集要項等」という。

第2章 事業の概要

「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業実施方針書」に記載のとおり。

第3章 応募に関する条件

1 応募者の構成等

本事業に応募しようとする者は、廿日市市の現状や宮島包ヶ浦自然公園に対する住民の期待等について理解し、又は理解する姿勢があり、地域との連携等を積極的に進めることができる事業者であることとし、応募者の構成等については次のとおりとする。

（1）応募者の定義

応募者とは、本事業を確実に遂行するために必要な経営能力、技術的能力、資金調達能力を備えた単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募グループには、施設の運営を担当する企業（以下「施設運営担当企業」という。）を含むこと。この際、代表企業と施設運営担当企業が同一でも構わない。

（2）代表企業の選定

応募グループは、グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表企業1社を定め、参加申請書提出時には、代表企業及び構成員が受け持つ業務範囲を明らかにすること。なお、応募企業は自らが代表企業になるものとする。また、代表企業は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つものとする。

(3) 複数応募の禁止

応募企業又は応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となること及び同一応募者が複数の提案を行うことを禁止する。

(4) 応募者の変更及び追加

応募グループの構成員の変更及び追加は、「2 応募の参加資格要件等 (1) 基本的参加資格要件」に掲げる各項目を満たさなくなった場合を除き、原則として認めない。また、変更及び追加により新たに応募グループの構成員となる企業は、構成員となる時点において、「2 応募の参加資格要件等 (1) 基本的参加資格要件」に掲げる各項目に該当すること。

(5) 応募グループの応募の手続き

応募グループで申し込む場合には、必ず代表企業が応募手続を行うこと。なお、構成員にあつては、代表企業に代表権を委任する旨が記載されている委任状（別紙「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業様式集 様式3 応募グループ協定書兼委任状」）を提出すること。

(6) 協定書の提出

参加申請時に、応募グループの協定書（別紙「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業様式集 様式3 応募グループ協定書兼委任状」）を併せて提出すること。また、あわせて提出する別紙「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業様式集 様式4 業務実施体制表」にて、構成員の役割分担を明確に記載すること。

(7) 経営の安定

応募者は、長期にわたり安定した経営が可能であること。

(8) 事業実績

応募者は、本事業と類似の事業実績を有している者であること。

2 応募の参加資格要件等

(1) 基本的参加資格要件

応募者は次のすべてに該当する必要があるが、一つでも該当しない者は、応募者となることができない。なお、応募グループの場合は、すべての構成員が各項目に該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第17条又は第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定す

- る暴力団又は廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に該当する者でないこと。
- カ 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- キ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所等の所在地の市町村税を滞納していないこと。

（2）参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、企画提案書類の提出期限日とする。

第4章 公募型プロポーザルの流れ

1 事業者の選定及び決定方法

事業者の選定の方法は、事業者の有する能力・ノウハウを総合的に審査するため、公募型プロポーザル方式によることとし、宮島包ヶ浦自然公園利活用事業事業者選定審査委員会が最も優れた応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を踏まえ、市長が優先交渉権者を決定する。

2 事業者の選定及び決定に関するスケジュール

事業者の選定及び決定に関するスケジュールは次表のとおり。

実施内容	予定日
公募型プロポーザルの公告	令和8年8月3日(月)
オンライン説明会に関する参加申込の受付期限	令和8年8月17日(月) 正午(必着)
オンライン説明会の実施	令和8年8月21日(金) 10:00～11:30
現地視察	令和8年8月3日(月)から12月11日(金)まで随時受付
募集要項等に関する質問受付期限	令和8年9月4日(金) 正午(必着)
募集要項等に関する質問回答	令和8年9月25日(金) 17時
参加申請書類の受付期限	令和8年12月11日(金) 正午(必着)
企画提案書類の受付期限	令和9年1月22日(金) 正午(必着)
企画提案審査の実施	令和9年2月中旬
企画提案審査結果の通知、 優先交渉権者の選定及び決定	令和9年2月下旬
基本協定の締結	令和9年3月下旬

3 応募の手続き等

（1）オンライン説明会の参加申込受付・実施

応募する意向のある事業者を対象として、オンライン説明会を実施する。参加を希望する場

合は、次の要領に沿って参加申込を行うこと。

申込期限	令和8年8月17日(月) 正午(必着)
申込先	末尾記載の担当窓口
申込方法	以下の内容を記入し、末尾記載の担当窓口メールアドレス宛に送付すること。 件名：宮島包ヶ浦自然公園利活用事業のオンライン説明会への参加申込 本文：事業者名（貴社/貴団体の名称・部署名・担当者名）、担当者連絡先（電話番号・メールアドレス）、参加人数
実施日時	令和8年8月21日(金) 10:00～11:30
実施方法	オンライン（Teamsを想定）
備考	・ 説明会での説明内容は、公募の内容・進め方や、市が事業者に期待すること等を想定する。なお、質疑応答は実施しない。 ・ 実施方法等に関する詳細は、担当者連絡先にメールにて通知する。 ・ 説明会への参加は、参加申請の資格要件とならず、参加は任意とする。 ・ 説明会への参加は、事業者選定の際に優位性を持つといった、インセンティブを生じさせるものではない。 ・ 説明会では録音・録画を禁じる。また、説明会において知り得た本事業に関する情報は、許可なく第三者に公開・漏洩等してはならない。

（２）現地視察

宮島包ヶ浦自然公園の現地視察を希望する者は、担当窓口まで連絡し、日程調整を行うこと。

（３）募集要項等に関する質問受付・回答

募集要項等の記載内容に関する質問の受付及び市からの回答は次のとおり実施する。なお、質問は任意であり、質問提出の有無がその後の審査に影響するものではない。

質問の提出	提出期限	令和8年9月4日(金) 正午(必着)
	提出方法	質問書（様式1）に必要事項及び質問の内容を記入し、末尾記載の担当窓口メールアドレス宛に送付すること。 ※メール送信の件名は「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業に関する質問書」とすること。 ※送付後は市からの受領に関する返信メール（原則、翌開庁日までに送付）を必ず確認すること。
質問への回答	公表日	令和8年9月25日(金) 17時
	公表方法	市ホームページへの掲出により公表する。 ※提案内容に係るものなど公にすることが適当でないと市が判断する質問については、回答を質問者に対して個別に通知する。

（４）参加申請書類の提出

応募者は、次の要領に沿って参加申請書類を提出すること。

提出期間	令和8年8月3日(月)から令和8年12月11日(金) 正午(必着)
提出場所	末尾記載の担当窓口
提出資料	「参加申請書類」に示す資料(各1部)
提出方法	持参又は郵送により提出のうえ、提出書類一式の電子データ(PDF形式)を、末尾記載の担当窓口宛にメールにより提出すること。 ※郵送の場合は、簡易書留によるなど確実に到着する方法により郵送すること。

■参加申請書類(詳細は様式集を参照)

様式等	書類の名称	備考
様式2	参加申請書	—
様式3	応募グループ協定書兼委任状	応募グループの場合のみ
様式4	業務実施体制表	—
様式5	法人概要書	応募グループの場合は全構成員分
様式5 に添付	法人の概要がわかる書類(※1)	応募グループの場合は代表企業及び 施設運営担当企業のみ(※2)
	直近5か年の決算書	
	履歴事項全部証明書(※1)	応募グループの場合は全構成員分
	主たる事業所等の所在地の市町村税を滞納していない者であることを証明する書類(※1)	
	法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であることを証明する書類(※1)	
様式6	業務実績一覧表	応募グループの場合は代表企業及び 施設運営担当企業のみ(※2)
様式6 に添付	実績を有していることを示す書類	
様式7	業務責任者・業務主任調書	応募グループの場合は代表企業及び 施設運営担当企業のみ(※2)
様式7 に添付	保有資格を証明する書類	施設運営担当企業のみ(※2)
	実績を有していることを示す書類	様式6添付書類と重複する場合不要
	雇用関係が確認できる書類	—
様式8	ガバナンスに関する申告書	応募グループの場合は代表企業及び 施設運営担当企業のみ(※2)

(※1) 参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式4に承認番号を記載すること)。

(※2) 代表企業と施設運営担当企業が同一の場合は、代表企業のための提出とする。

(5) 企画提案書類の提出

参加申請書類を提出した応募者は、次の要領に沿って企画提案書類を提出すること。

提出期限	令和9年1月22日(金) 正午(必着)
提出場所	末尾記載の担当窓口

提出資料	「企画提案書類」に示す資料
提出方法	持参又は郵送により提出のうえ、提出書類一式の電子データ（PDF形式）を、末尾記載の担当窓口宛にメールにより提出すること。 ※郵送の場合は、簡易書留によるなど確実に到着する方法によること。

■企画提案書類

様式等	書類の名称	部数
様式 9	企画提案審査参加申込書	1 部
様式 1 0	企画提案書	正本：1 部・副本：10部
様式 1 1	情報非開示希望申立書	1 部

（6）企画提案審査の実施

市は、企画提案審査に当たり、受付期限までに企画提案書類を提出した応募者に対して次の要領にてプレゼンテーションを求める。なお、応募者から提出された企画提案書の内容に不足があると合理的に判断される場合には、当該提案は審査の対象とはせず、プレゼンテーションを求めないことがある。

実施日時	令和 9 年 2 月中旬
実施場所	廿日市市役所
実 施 者	6 名以内 ※代表企業及び施設運営担当企業の業務責任者、業務主任の参加は必須とする。 ※代表企業と施設運営担当企業が同一の場合、代表企業の業務責任者、業務主任のみ参加必須。
所要時間	プレゼンテーション：20 分 質疑応答：30 分
そ の 他	プレゼンテーションは非公開で行う。 プレゼンテーションにおける説明資料は、あらかじめ提出した企画提案書（企業名等を伏せた副本）を用いることとし、企画提案書に記載されていない追加提案や追加資料の配布は不可とする。 詳細については、様式 2 「参加申請書」に記載されている連絡先に別途通知する。

4 応募に関する留意事項

（1）費用負担に関する留意事項

本業務への応募に要するすべての費用（提出資料の作成及び提出に要する費用を含む）は応募者の負担とする。

（2）応募の無効に関する留意事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ア 所定の日時又は場所に提出しない応募
- イ 談合その他不正な行為により応募を行ったと認められる応募
- ウ その他条件に違反した応募

(3) 提出書等の取り扱いに関する留意事項

- ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- イ 本事業の公表及びその他市が必要と認める場合は、優先交渉権者として決定された応募者の企画提案書の全部又は一部を優先交渉権者の許可を要することなく無償で利用できるものとする。また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の企画提案書の一部を、許可を要することなく無償で利用できるものとする。
- ウ 情報公開請求があった場合には、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、応募者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあるが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書（様式11）により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。ただし、市で検討の結果、公開となる場合もある。非公開を希望しない場合でも、その旨を記載し、申立書を提出すること。
- エ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとする。
- オ 企画提案書等を提出した後、市から指示があった場合を除いて、企画提案書等の追加、差替、訂正、再提出をすることはできない。
- カ 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的で使用しない。
- キ 提出書類は、一切返却しない。

5 応募の辞退

応募者は、参加申請後、企画提案書類の提出期限まで応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式12）を末尾記載の担当窓口宛に持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

6 優先交渉権者の選定基準等

「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業審査基準書」に記載のとおり。

7 優先交渉権者の決定の通知

優先交渉権者の決定及び審査の結果については、応募者全員に速やかに文書により通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

第5章 優先交渉権者決定後の進め方

1 基本協定の締結

優先交渉権者の決定後速やかに、優先交渉権者と市との間で協議・調整を行い、基本協定を締結する。基本協定の内容は、別紙「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業基本協定書（案）」を参照のこと。

基本協定を締結した優先交渉権者は、以降、随時市と連携しながら、自己の責任と負担のもと、別紙「宮島包ヶ浦自然公園利活用事業実施方針書」に定める事業計画書を策定し、市に提出すること。

2 基本協定締結後の体制変更

応募者の構成員変更や、業務責任者又は業務主任者の変更については、変更に至る合理的な理由があり、かつ変更後の体制に資格・能力等の面で事業の継続に支障が無いと市が判断した場合には可能とするが、代表企業の変更については原則認めない。

3 事業実施者の決定

市と基本協定書を締結した応募者を本事業の事業実施者として決定する。ただし、次の事項に該当する場合にはその決定を取り消す。なお、この場合、次点交渉権者と交渉する場合がある。

- (1) 基本協定の期間中に当該協定が解除された場合
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類に基づいた事業計画書が整わない場合
- (3) 事業計画書の策定後、事業実施に関して必要な契約が締結できない場合
- (4) 天変地異その他の不可抗力により本事業の実施が困難となった場合

■担当窓口

廿日市市役所 産業部 包ヶ浦自然公園利活用推進室 瀬戸、生永

【所在地】 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

【E-mail】 tsutsumigaura-np[アットマーク]city.hatsukaichi.lg.jp
※[アットマーク]部分は@に変えてご連絡ください。

【電 話】 0829-30-9145

【市HP】 <https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/142/>